

「スマホ等使用に関する」家庭教育宣言

近年、スマートフォンや携帯、ネットワークにつながることでできるゲーム機など(以降「スマホ等」)の登場により、様々な場所や端末からインターネットを利用することが可能となるなど、急速にインターネット利用の形態、場面が変化しています。とりわけ青少年に関しては、個人や家庭での利用のみならず、学校教育の中でも活用されており、今後の日本を担う若い世代にとって、インターネットは欠かせない重要な道具となっています。

他方で、いわゆる出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して青少年が犯罪被害に遭う事例も後を絶たない現状があります。また、インターネット上の掲示板や動画サイト、メール等を使った「ネット上のいじめ」の拡大や、深夜に及ぶメールのやりとり、ゲームやコミュニケーションサービスの利用など、携帯電話への過度の依存によって、青少年の生活面に影響を与えることが懸念されています。とりわけ、LINEに代表されるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は、子ども達の学習や生活をも脅かす危険性を持っています。このことは、わたしたちが住んでいるうきは市においても、決して他人事で済まされない状況にあります。

その現状を私たち保護者は、十分に理解し、子ども達を守ることができてきているのでしょうか？
子ども達に、スマホ等を安易に買い与えているのではないのでしょうか？

これらの機器が子ども達の身の回りに存在し、将来にわたって子ども達は使いこなしていかなければならないことも事実です。そこで、私たち保護者は、以下のことを確認するとともに、子ども達を守る立場を明確にし、子ども達と真剣に話し合う必要があると考えます。

一、機器は、買い与えたのではなく、子ども達に貸している。

※ 機器を買い与えているのではなく、貸していることを認識することです。なぜなら、スマホ等の使用料は、私たち保護者が支払っています。そのことから、機器の所有権は保護者が持つていることとなります。

一、親として、「子どもを育てる、守ること」は、当然であり、そのために毅然として子どもと向き合おう。

※ 子ども達がどんな友だちを持ち、どんな行動をしているかを把握し、危険な目に遭わないように予防することは、親として当然の義務であり、権利であることを認識することです。

以上のことを踏まえ、私たち「うきは市立小塩小学校父母教師会」は、ここに、次の決議事項を親子で確認することを宣言します。

決議

一、家庭では、親子で使い方のルールづくりをします。

(一) フィルタリングを確実にを行います。

※ インターネット上では、課金サイトや有料アプリだけでなく、出会い系サイトや危険なサイトにすぐにつながるようになっており、危険性が高いことを確認します。

(二) 子どもと、通信内容を保護者が確認できる約束をします。

※ 保護者がいつでも通信内容を確認できるようにすることで、ネット空間でのいじめ等から子どもを守ることを共通理解します。

(三) 夜9時から朝6時までには保護者が保管します。

※ 保護者の前で話せない内容をメールやトークで行うと、誤解を生む原因になることを確認します。また、固定電話等で相手の保護者と話せないような友だちとのつきあいは、避けることも確認します。

(四) 人として、スマホ等の使用に関するマナーを守る約束をします。

※ 食事中、人と話している最中、家庭学習中、自転車の運転中は、スマホ等を使用しません。

※ これは、これからの社会に生きる人としてのマナーであることを確認します。

(五) 確認した内容と違う使い方をした場合は、直ちに保護者に機器を返します。

※ 単に、スマホ等を取り上げるのではなく、一時的に親が預かり、初めから守るべき内容を話し合う必要があることを理解させます。

二、学校では、子ども自身に使い方について考える機会を作ります。

(一) 親子で学ぶ研修会(講演会)を開催します。

以上のことを宣言します。

平成三十一年四月十九日

うきは市立小塩小学校PTA